

長野市支所発地域力向上支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、少子高齢化及び過疎化が進む現況において、地域の活性化及び課題の解決に向けた地域住民の総合力（以下「地域力」という。）の向上が不可欠であることから、地域の団体が行う地域力の向上に資する事業に要する経費に対し、地区的状況に応じて、支所長の裁量により予算の範囲内で支援金を交付することに關し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。
- (2) 支所長 地区を所管する支所長（第一地区、第二地区、第三地区、第四地区及び第五地区にあっては、地域活動支援課長）をいう。

(交付対象者)

第3 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、地区内で地域の活性化及び課題の解決に向けた活動をしている団体又は当該活動をしようとする団体とする。

(交付対象事業)

第4 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域住民の保健及び福祉の充実を目的とする事業
- (2) 地域住民の教育及び文化の振興を目的とする事業
- (3) 地域の安全及び安心の実現を目的とする事業
- (4) 地域の環境の保全及び景観の形成を目的とする事業
- (5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、交付対象事業としない。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(交付対象経費)

第5 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、第4第1項に掲げる交付対象事業に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている

他の補助金等の交付を受ける経費

- (2) 交付対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から継続して2年を超えない事業に用いる物品（3万円以上のものに限る。）の購入に要する経費
- (3) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (4) 交付対象者の構成員による会合の飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

（支援金の交付率及び交付限度額）

第6 支援金の交付率は、交付対象経費の10分の10以内とし、交付金額は、1交付対象者当たり総額50万円を限度とする。

（事業の募集等）

第7 事業の募集は、次に掲げる事項を定め、地区ごとに行うものとする。

- (1) 交付対象者のうち募集するものの範囲
- (2) 交付対象事業のうち募集するものの内容
- (3) 交付対象経費
- (4) 支援金の交付率及び1交付対象者当たりの交付限度額
- (5) 事業の募集方法及び募集期間
- (6) 事業の選考方法及び選考基準並びに決定時期
- (7) その他地区ごとに市長が必要と認める事項

2 事業の応募をしようとする者は、長野市支所発地域力向上支援金事業計画書を所定の期間内に支所長に提出しなければならない。

3 前項の規定による応募があった事業について、支所長は、交付対象者及び交付対象事業の選考並びに支援金の交付金額の査定を行う。

（支援金の申請等）

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市支所発地域力向上支援金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 事業に係る実施計画書
- (2) 事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

（事業の内容の変更等）

第9 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 長野市支所発地域力向上支援金事業変更承認申請書（様式第2号）及び変更内容を記載した実施（変更）計画書
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市支所発地域力向上支援金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

（事業の事前着手）

第10 事業は、支援金の交付決定前に着手することはできない。ただし、市長が特別

な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に該当する場合は、長野市支所発地域力向上支援金事業事前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第11 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市支所発地域力向上支援金事業実績報告書（様式第5号）によるものとする。

- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に係る収支決算書
- (2) 事業に係る実施報告書（自己評価）
- (3) 事業の実施状況を写した写真及び実施状況を表す資料
- (4) 事業に要した経費の支出を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（支援金の交付請求書等）

第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市支所発地域力向上支援金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

- 2 概算払により支援金の交付を受けようとするときは、長野市支所発地域力向上支援金概算払請求書（様式第7号）によるものとする。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年3月31日長野市告示第140号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。